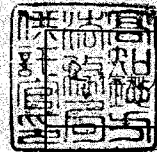


供託書

(雑)



字削除

頁
/

申請年月日	平成 19 年 9 月 18 日
供託所の表示	高知地方法務局

法令条項	民法第 494 条	平成19年度金第	652号
------	-----------	----------	------

供託者の住所氏名	720-0806 高知市知寄町2丁目4-10-404
	坂本 茂雄

供託の原因たる事実	被供託者より供託者に対して下記日付で、特別 委員会(平成19年8月3日)の議会同務のため登寄し、 一月間の費用弁償として下記金額が口座に振り込 められた。しかし、供託者として何不当利得であり 受け取りを拒否したため、被供託者に対し(8月) 提供したの返金も拒否されたため供託した。9月 記 平成19年9月17日 平成19年8月分 5,000円 少子体対策子育て支援特別委員会 平成19年8月31日(1月前)
	1. 供託により消滅 すべき質権又は 抵当権 2. 反対給付の内容

被供託者の住所氏名	720-2570 高知市丸の内1丁目2番20号
	高知県

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	¥ 5 0 0 0

上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。

平成 19 年 9 月 18

高知地方法務局

供託官 森野 誠

